

農林水産大臣 殿

申請者名
住 所
代表者氏名

登録認定機関 登録申請書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 34 条の規定に基づき、登録認定機関の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定等を行おうとする区分
- 2 認定等を行うことを予定している輸出先国
- 3 法第 19 条各号のいずれかに該当する事実の有無
- 4 認定等を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

備考 1 「1 認定等を行おうとする区分」は、別添の表の区分を記載することとし、
「2 認定等を行うことを予定している輸出先国」には、別添の表に掲げる施設認定農林水産物等の種類のうち、実際に認定等を行うことを予定している適合施設に係るものの輸出先国を記載すること。
2 「登録認定機関の登録等に関する手続」第 1 の 4 に掲げる書類を添付すること。

(別添)

(登録申請が可能な区分)

区分	登録に係る業務の内容	施設認定農林水産物等の種類
2－V	適合施設の認定及びその定期的な確認（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第 37 条第 2 号）	タイに輸出される農産物
2－S	適合施設の認定及びその定期的な確認（残留物質等検査を伴うものを除く。）を行うもの（主務省令第 37 条第 2 号）	アメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、タイ、ナイジェリア、ブラジル、ペルー又はロシアに輸出される水産物
3－A	適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第 37 条第 3 号）	欧州連合の構成国、アメリカ合衆国、カナダ、香港、アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア又はニュージーランドに輸出される畜産物
3－S	適合施設の定期的な確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うもの（主務省令第 37 条第 3 号）	欧州連合の構成国に輸出される水産物